

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第114回）議事録

（ 令和 4 年 9 月 30 日（金）
13 時 00 分～15 時 00 分
W E B 会 議 ）

〔出席者〕

（委員）是川委員、近藤委員、島田委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、根岸委員、浜田委員、札幌委員、真嶋委員、松岡委員、村田委員、毛受委員、山口委員（計16名）

（文化庁）圓入国語課長、相田日本語教育評価専門官、三浦地域日本語教育推進室室長補佐、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育調査官、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第113回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「地域における日本語教育の在り方について」（報告素案）
- 3 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方
- 4 日本語能力自己評価ツール「にほんご チェック！」の公開について
- 5 令和5年度文化庁概算要求の概要（日本語教育に関する部分）

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第22期）における審議内容について
- 2 日本語教育関係 参考データ集

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 配布資料2「地域における日本語教育の在り方について」（報告素案）の説明があり、意見交換を行った。
- 3 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ座長の島田委員から配布資料3「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方」に基づき、検討状況について報告があった。
- 4 配布資料4「日本語能力自己評価ツール「にほんご チェック！」の公開について」事務局から報告があった。
- 5 配布資料5「令和5年度文化庁概算要求の概要」について、事務局から説明があった。
- 6 次回の日本語教育小委員会は10月28日（金）午前10時から開催予定、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは、9月21日（水）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 7 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

定刻となりましたので、ただいまから第114回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認を致します。事務局、よろしくお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日は委員総数16名に対し16名全委員に御出席を頂いており、定足数を満たしていることを御報告いたします。配布資料ですが、資料が5点、参考資料が2点、いずれも文化庁ホームページに掲載させていただいております。資料2「地域における日本語教育の在り方について（報告素案）」は126ページと大部になっており、印刷の際は御注意いただければと思います。

○浜田主査

議事に入る前に、議事録の確認がございます。委員の皆様には資料1として前回議事録（案）をお送りしております。御確認いただき、修正がありましたら、1週間をめぐりに事務局までお送りいただくようお願いいたします。

それでは1番の議事でございます「地域における日本語教育の在り方について」配布資料2として、前回の審議以降に委員の皆様からお寄せいただいた御意見を基に修正が加えられたものをお出ししております。報告素案ということですが、今回取りまとめます報告が、地方公共団体が地域における日本語教育の体制整備を進めるに当たっての指針となるよう必要な観点が盛り込まれているか、修正を加えるとするならばどのようにするとよいか、今後報告に盛り込む上で必要となるヒアリング事項はあるかなど、具体的な御意見を頂ければと存じます。

まず、事務局から資料2の変更点について説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

資料2「地域における日本語教育の在り方について（報告素案）」について、前回からの変更点を中心に説明いたします。目次を御覧ください。前回66ページでしたが、今回は参考資料も含めて126ページとなっております。参考資料1として「生活Can do（案）一覧」を添付しております。参考資料2「参考文献」、参考資料4「審議経過及び委員名簿」は作成中であり掲載しておりません。参考資料3「参考教材」ですが、村田委員から、オンライン等、地域日本語教育で参考になる教材を紹介してはどうかという御提案を頂きまして、オンラインで入手可能な教材として今回案を掲載しております。

本体ページに入ります。「はじめに」です。松岡委員からの御指摘で、報告の位置づけと対象が明確になるよう示しました。本報告は国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・強化する際の指針として取りまとめたことを冒頭に書かせていただきました。

続きまして、1ページからの「1. 検討の経緯」は数字、データのリバイスのみの修正となっておりますので、割愛いたします。

3ページ「2. 地域における日本語教育の現状と課題」ですが、令和3年度日本語教育実態調査のデータに改めております。5ページの一番上の丸ですが、松岡委員からのご指摘を受けて、留学生に関して就職を想定した日本への定着等も書き込んでおります。

参考資料2「日本語教育関係 参考データ集」に新しいデータを追加・修正しておりますので、併せてご覧ください。「参考データ集」の10ページは、日本語教育実態調査から抽出した機関別日本語学習者数のうち就労者を抜き出したものです。また、「参考データ集」11枚目のスライドでございますが、機関別日本語学習者数のうち、技能実習生とビジネスパーソンを分けたデータを載せております。新たなデータとして、資料2「報告素案」5ページ下に、技能実習生やビジネス等学習者の多くが地域日本語教室で日本語を学習している実態をお示しております。

資料2「報告素案」に戻ります。

続きまして、資料2、8ページを御覧ください。永田委員から御指摘のあった都道府県の在留外国人数ですが、青の部分に掲載いたしました。

また、11ページには、都道府県別の空白地域の状況についても掲載いたしました。空白地域の状況は13ページの一番上に詳細を記載しております。現在、都道府県のうち空白地域の割合は43.

4%となり、まだ869件の市区町村が空白地域となっていること、空白地域にお住まいの外国人は約18万人もいることを掲載しております。

続きまして、18ページをご覧ください。日本語教育に関する調査の内容としまして、文化庁調査だけではなく、これは入管庁が行っております「在留外国人に対する基礎調査」の報告のデータを掲載しております。このデータとしましては、先ほどの参考資料2「参考データ集」のスライドの12ページになっておりますが、在留外国人の日本語能力についてのデータから抜粋しております。

また、「参考データ集」18ページは、日本商工会議所が作成してくださいました、特定技能が円滑に機能するために政府が実施すべき取組や支援策は何かというアンケート調査で「外国人材に対する日本語教育の充実」が47%で最も多くなっていることを、報告素案18ページ下から2つ目の丸に記載いたしました。

続きまして、報告素案21ページを御覧ください。上から二つ目の丸です。こちらは、地方公共団体における日本語教育に関する基本計画の策定について、策定における課題と併せて、基本方針・計画を策定したメリットも報告されておりますので、意義や効果についても挙げております。

上から3番目の丸ですが、松岡委員から財政支援、財政基盤に関する記載をというご意見を踏まえてここで、「継続的な日本語教育の活動が可能となるような基本方針・基本計画の下に教育活動を支える財政基盤も含めた体制整備などの対策が求められる」という一文を追記しております。

また、21ページ一番下ですが、地域日本語教育体制づくり事業の取組の中の好事例について、こういった事例を紹介することも必要ということで、具体的な事例を37ページから挙げております。後ほど御紹介させていただきます。

27、28ページの一冊下には、日本語教育を担う人材について、今後創設される日本語教育の資格制度との関係、また、28ページ下には、コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者の連携の在り方も示すべきなどといったヒアリング協力団体の意見を記載しております。

29ページの一冊上にも、ヒアリング団体からの視点として、地域における日本語教育の人材については、地域づくり、社会統合という視点に立った教育を提供できる高度な専門性が求められるといったことや、その次の丸ですが、求められる日本語教育人材の養成・研修に必要な、高度かつ専門的な日本語教育の知識・技能を有する専門家が求められる。これについては全国の大学・大学院をはじめとするコンソーシアムを構築するなどして、継続的に域内に求められる人材の育成、専門家の確保に向けて、連携して取り組むことが必要であるといった永田委員、近藤委員から御提言いただいたことを盛り込んでおります。

30ページからは、地域日本語教育推進室の北村さんから御説明させていただきます。

○北村日本語教育専門職

文化庁国語課地域日本語教育推進室・専門職の北村です。よろしくお願いいたします。

30ページ、(5)地域における日本語教育を実施するための多様な機関との連携体制についての項目を御説明いたします。こちらの部分、前回会議より大きな変更はありません。31ページには、文化庁が令和3年度に調べました結果を基にグラフで示しています。連携の内容や、連携したときにどれぐらいの自治体がどのような連携をしているかを示したグラフですが、こちらは表題がどのような位置づけで行われたものかを示しておりませんでしたので、表題に分かりやすいように、「現在実施中」「今後実施予定」という2か所を加筆させていただきました。

続きまして32ページ、上段に表を加えさせていただいております。先ほどのグラフで示したものを更に詳しく、どのような連携がなされているかという内容が分かるように示した表です。こちらは「令和2年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」、こちらの緑のものになりますが、こちらのページより、令和2年度に行われた内容を分析し取りまとめたものとなっております。

続きまして34ページを御覧ください。「3、地域における日本語教育の基本的な考え方について」「(1)地域における日本語教育施策の方向性について」というところです。こちら前回会議後、加えた項目ですが、今回加筆したのが34ページの各都道府県や市町村の事例の部分で、特に市町村の事例を掲載しています。こちらは3点、都道府県が2件、市町村が1件、例示をさせていただいております。

続きまして37ページを御覧ください。地域における日本語教育施策の方向性について引き続き書いてある部分ですが、③外国人等の多様なニーズを踏まえた日本語教育環境の整備という部分です。こちらは特に37ページ後半の例示の部分を詳しく書いてあります。ここは、外国人の状況に応じてニーズを踏まえた日本語教育をどのように展開するかということ詳しく分かりやすく提示するための例示として挙げております。事例1「オンラインによる日本語教室の開催」、事例2「企業との連携を重視した日本語教室の実施」、事例3「学校・教育委員会が連携した日本語教室の実施」事例4「夜間中学と連携した日本語教室の実施」の4事例示しております。こちら先ほど御紹介いたしました「令和2年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」より抜粋した部分です。

38ページの中盤に概要図がありますが、こちらは夜間中学と連携した日本語教室の実施に伴い、事業実施の際に募集案内等に添付して事例を紹介する概要図です。

○増田日本語教育調査官

説明を続けたいと思います。資料2の報告素案41ページ、生活者としての外国人に対する日本語教師ですが、前回ヒアリングを受けまして、下の二つの丸、生活者としての外国人に対する日本語教師、地域日本語教育コーディネーターが共通のデザインの中できちんと養成され、研修が認知されていくことが必要という御意見を書き込ませていただいております。

42ページもヒアリングからの御意見として二つ書かせていただいております。学習支援者の研修の必要性について、そしてコーディネーターと日本語教師との役割分担をもっと明確に示すべきということで、下から三つ目の丸に書かせていただいております。次に、日本語学習支援者の担い手としては、外国人住民や若者、大人から子供まで多様な方々が主体的に参加できるようになることという御提言を頂き、記載しております。

続きまして45ページを御覧ください。地域における日本語教育の実施主体として地方公共団体の役割を示しておりますが、ここでは文化庁、国と地方公共団体、都道府県そして市区町村の役割分担の考え方を図式化しております。こちらは平成28年の「地域における日本語教育の推進に向けて」という報告から抜粋しておりますが、若干リバイスしておりますが、国と地方公共団体の役割分担の示し方がこういったことでよいかどうか、こちらについても御意見を頂ければと思っております。

46ページ、外国人を雇用する事業者の責務のところですが、毛受委員から、経済団体や事業者等々に向けてどのように取組を発信していくのか、そういったところとの連携の必要性を御提言いただきました。ここでは、関係省庁連携しまして、経済団体や事業者、外国人雇用関係団体に対して、日本語教育機会を提供することの意義、そして好事例、そういったものを普及していくこと、一緒に取り組んでいくことを書き込ませていただいております。又更に加筆すべきことがありましたら御提言いただければと思います。

続きまして、48ページ、(4)調査の在り方についてですが、仙田委員より、在留外国人に対する日本語能力、学習状況の調査は基礎自治体による調査には限界があるということで、国勢調査等、国の調査に盛り込むことなどが検討できないかという御意見を頂き、記載させていただいております。

54ページを御覧ください。まとまった時間、まとまった期間の学習が必要であることを分かりやすく明示する必要があるのではないかという御意見を頂きまして、イメージの参考として、自立

した言語使用者であるB1まで学習する場合のコース例を二つお示ししております。このような示し方でよいか御意見を頂ければと思います。

57ページを御覧ください。日本語教育プログラムの点検・評価の在り方について、札幌委員から御意見を頂き、自治体の参考となるように新たに具体的な点検・評価の項目を挙げております。

60ページ、(7)日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実ですが、観点を2つに分けました。自治体による地域における日本語教育の環境整備強化に向けて、具体的にどのような機関・団体との連携体制が効果的か、文化庁事業から事例を拾い、掲載いたしました。

61ページには、②日本語教育活動の充実のための多様な機関との連携ということで、実際に日本語教育活動を行うときに、例えば消防署や保健所、学校、それから商店街、自治会などと連携して、行動・体験を中心とした教育活動を行う際の取組例を記載いたしました。

62ページについては(8)地域における日本語教育事業・施策の評価について、どういう項目を挙げて施策評価を行えばいいのかについて、札幌委員からプログラム評価、事業評価の観点でコメントを頂いたものと合わせて、文化庁事業で事業評価を行っている自治体の事例から項目を洗い出して記載しております。こちらについても御意見を頂ければと思います。

最後に、82ページをご覧ください。参考資料1として「生活Can doの案」を掲載しております。松井調査官から御説明させていただきます。

○松井日本語教育調査官

参考資料1「生活Can do(案)一覧」について簡単に御説明いたします。こちらは、文化庁「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」に基づきまして、令和元年度より作成を進めているものです。令和元年度から令和3年度まででおおよそ800項目のCan doのリストが完成しております。そして令和4年度に関しましてはこのCan doの質的、量的な検証作業を進めているところで、今年度末には検証の終わったCan doの一覧の公開を予定しております。今回示している参考資料1は検証前の案としてのリストとなります。

参照上の留意点に関しましては82ページにございますが、特に御注意いただきたいのは、82ページ真ん中、上から二つ目の丸、ここで挙げられている日本語での言語行動は、日本語学習者が日本語で出来るようにならなければならない行為の一覧ではないという点です。この800項目全てを勉強しましょう、この800項目の行動を全てが日本語で出来るようにならなければいけないという意味で示しているものではないという点については御注意いただければと思います。

特に、防災、医療、安全や生命に関連する言語活動については、日本語学習を推奨するよりも、多言語による情報提供が望ましい項目も含まれております。このように、生活Can doの一覧を見ていただいて、どのような項目を日本語教育で扱っていくか、それぞれの日本語教育の場で検討するための素材として示しています。

続いて83ページと84ページですが、こちらはこの表の見方になっております。83ページの一番上に表がありますが、①から⑦までありまして、それぞれ、レベル、カテゴリー、Can doの本文、そして生活上の行為の事例を記載しております。特にこの800項目のCan doに関しましては、国際交流基金が作成したJF日本語教育スタンダードのCan doを使えるものに関してはそのまま掲載させていただいております。そのことが分かるように⑥の部分にはJF番号として、国際交流基金が作成したCan doの番号も示しています。85ページからはCan doの一覧になっています。説明は以上です。

○増田日本語教育調査官

これまで頂いた御提言の中で、必要なデータ等がそろわずに項目として盛り込めていないものがございます。鋭意作業中でございますので、次回資料に反映させられるよう努めてまいります。

○浜田主査

委員の皆様からの御意見で充実したものになってきていると思います。ありがとうございます。

本日は、報告素案につきまして、章の項目ごとに区切って皆様に御意見を頂きたいと思います。まず「0. はじめに」と「1. 検討の経緯」について、この報告の位置づけや主な対象となる読み手が明確になるように、「はじめに」で記載されたものでございます。この部分の記載あるいは内容について審議をお願いいたします。御意見のおありの方は挙手ボタンを押していただければと思います。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

「0. はじめに」ですが、最初に事務局から御説明があったように、このような形で位置づけが明確になったことはとてもいいことだと思います。全国各地で市民ボランティアによる多様な日本語教育活動が行われているときに、そういったものに新たに縛りをかけるものではないことがこれで明らかになっているので、非常によかったなというのが、まず感想です。

それに加えてといいますか、ここの言葉遣いのことで確認したいことがあるのですが。第1段落の2行目に「日本語教育施策を整備・強化する際の指針として」と記述がございましたが、ここで「強化」という言葉が使ってあるところが気になっておりまして。私の語感によるものかもしれませんが、何となくこの「強化」という言葉があることによって、日本語という単一言語によるコミュニケーションを推し進めるみたいなニュアンスが加わってしまわないかというような気がしております。例えばここを「拡充」とか「充実」とかほかの言葉遣いでもいいような気がするのですが、もし「強化」という言葉を使わなければいけない理由があれば、又そこを御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○増田日本語教育調査官

そこまで思いが至らず、失礼いたしました。この部分は、誤解を与えるような言葉を避け、「拡充、充実」など別の言葉に替えたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○浜田主査

よろしくをお願いいたします。ほか、いかがでしょうか。

それでは先が長うございますので進めさせていただきます。次に第2章「地域における日本語教育の現状と課題」についての部分でございます。課題が十分に書き切れているか、あるいは追加すべきデータがないかなど御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。長山委員、お願いいたします。

○長山委員

3ページの「地域における日本語教育とは」という出だしの定義のところですが、ここに記載すべきなのか、外国人住民のニーズのところなのか、あるいは対象となる学習者に関してのところになるのかは色々な考え方があろうかと思うのですが、留学、就労、児童のための日本語など、ここで書かれていることの考え方の整理はあってもいいのではないかと思います。ここで挙げられている課題の多くは、ほかの分野の日本語についてもやはり同じようなことが考えられます。連携のところでも出てくるのですが、ここに入れてもいいのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。具体的にはほかの分野での課題と共通するところもあるが、といった文言を加えると良いという御提案でしょうか。

○長山委員

はい、そういうことです。

○浜田主査

では事務局で御検討をお願いいたします。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

報告案の29ページの二つ目の丸で、前回の私のコメントを反映していただいて大変ありがとうございます。継続的、持続的に質の高い日本語教育が維持されていくためには教師養成を担う専門家をどう継続的に育成していくかは重要なことだと思います。地域の問題に限らず、今後議論されていく中でもこの視点を入れていただく必要があるという要望が一点です。

また、地域をブロック単位で考えていくということも、今後必要になってくると思っています。ブロックに固有の問題、個別の問題や、ブロック間で共通する問題も出てくるはずですので、こういう仕組みが作られるときには、ブロック間での情報共有が出来る仕組みも併せて事業の中に作っていただけると良いと思います。今後に向けての要望です。

○浜田主査

文言として特に追加すべきことはございますか。

○永田委員

文言としては特にありません。

○浜田主査

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

短時間で充実していただいて、担当の方々に感謝申し上げます。

小さいことかとは思いますが、資料の8ページから都道府県別の日本語教師等の一覧が日本語教育実態調査から引用されています。常勤日本語教師のところに日本語と日本語以外という区分がありますが、これは教師の母語という意味でしょうか。元の統計で探せばいいのかもしれませんが、ここに記載がなかったので、質問させていただきました。

○浜田主査

事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

常勤日本語教師の内訳である「日本語」「日本語以外」の違いは、日本語教育を主たる業務としている者か、一般事務や管理業務、日本語以外の授業などを主たる業務としながらも日本語を教えている者かという点です。

○真嶋委員

了解しました。ありがとうございます。

○浜田主査

ありがとうございます。では戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

「はじめに」のところに日本語教育を推進するための地方公共団体の役割が明確に書かれたことが今回大変良かったと思います。まず、18ページの記述について、丸の二つ目に、令和3年度の在留外国人に対する意識調査の報告の3行目ですが、「近年増加傾向にある非漢字圏の出身者の能力が低い傾向にある」と書かれているのですが、能力というよりも、習得に時間が掛かるということではないかと思うので、ここの意味合いがどういう意図であるのかを伺いたいと思いました。

もう一つは21ページですが、二つ目に日本語教育に関する基本方針・計画を策定したメリットということで書かれていて、以下、追加項目があるのですが、ここがやはり非常に大事な点だと思いました。その地域の実情とそこに住む方々の動向を把握している自治体が日本語教育を推進していくことが最も大事な点だと思います。そして、それぞれの必要性が異なると思いますので、時間が掛かっても地域に合った日本語教室を地域・自治体が計画していくことが大事だと思います。それを実現するためには、地域を動かして、地域の人々を動かす力のある自治体の力が不可欠であると考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。最後の2番目の点について、具体的に例えばこんなことを書けばというような御提案はございますか。

○戸田委員

29ページにつながると思うのですが、キーワードとなることは財政支援、連携、そして人材育成であると考えます。ここに書くのがいいかどうかは分かりませんが、松岡委員が関わっていらっしゃるような大学の協力、「なか東北連携による地域日本語教育専門人材養成」というようなことが各地で実現できればいいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。いろんなところに多分関連のことがあるということで、ここでも出来れば強調していただきたいということでございますね。ありがとうございます。

18ページの「能力」という記述についてはいかがでしょうか。これは前後の文脈で「能力が低い」という言葉尻を見ると強烈な感じがしますので、少し工夫をしていただければと思います。

では近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

加筆していただきありがとうございます。まず28ページの最後の赤字のところですが、「地域日本語教育の体制整備を進める上で」ということで、具体的なイメージが持てないために人材の配置が進まない現状があることが書かれています。これはとても重要なポイントですので、具体的に、人数や予算などでこのぐらいのことが出来るということが書かれるといいと思っております。

例えば、具体的には39ページ辺りに、どういう方々が関わるのかということが出ておりますので、もう少し具体的な事例が入ってくると分かりやすいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。なかなか難しいところではありますが、事務局で御検討を是非頂きたいと思います。そのほか第2章につきましていかがでしょうか。松岡委員、お願いします。

○松岡委員

戸田委員からも御指摘があったように、市町村の役割が多様であって、市町村であれば、居住し

ている外国の方のニーズも把握しやすいので、市町村が是非関わるべきだと思います。これはどのページに記載するのがよいかを示しにくいのですが、恐らく、基礎自治体の方がこの文章を読んだときに、地域の特性って一体何があるのかというのがイメージしにくいように感じます。

例えば、私が調査で関わっているドイツの場合には、外国人の比率や、自治体の規模を大中小と分けるなどして、モデル事業のようなことを政府が関わって実施している例があるのですが、こんな特徴を捉えればいいという事例がもう少し書き込めるのであれば、基礎自治体の方もイメージやすくなり、自分たちはこのタイプだからこういうことをやれるのだなと納得できるのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。その点について検討をお願いできますか。よろしくお願いいたします。

進めさせていただきます。第3章「地域における日本語教育の基本的な考え方」についてです。本報告の中心となる指針を示す部分ですので、分かりやすく十分にあるべき方向性や考え方が示されているかという観点で御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

ここの部分も事例が入ることで非常に分かりやすくなったと思います。37ページですが、オンラインによる日本語教室の事例が入っています。事例2からは恐らく対面だと思うのですが、対面とオンラインが組み合わさったハイフレックスの事例もあると思います。そういった事例がもう一つあれば是非入れていただきたいと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。これについても事務局でよろしく御対応をお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

54ページで、今回こういう例として具体的に挙げられたことでかなりイメージしやすくなったと思うのですが、一方で、具体的にになったことで、こんなことが出来るのか、読まれる自治体の担当者が不安になられるかもしれません。そこで、55ページの最初の丸で、これはあくまでも例であり、学習方法と学習時間は十分に検討する必要があることを書かれているのですが、ここの部分にもう少し学習方法も多様な学習方法が考えられ、地域日本語教育コーディネーターと十分にコミュニケーションをすることなど、既に前の部分に書かれているのですが、改めてそういった文言を入れながら少し丁寧に書いた方が良いのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。では事務局で御検討をお願いいたします。

近藤委員、まだ御意見はございますか。

○近藤委員

ありがとうございます。

54ページですが、実際は通って対面で学ぶ方々だけではなく、オンデマンドで勉強される方もいらっしゃると思いますので、あまり固定せずに、学習者Aの場合、学習者Bの場合などの例も入ってくるといいのではないかと思います。コースの中にオンデマンド型をどう取り入れているかという例を示していただくのもいいのではないかと思います。

○浜田主査

今回、かなり大胆に例としてお示しを頂いたということで、どこまで個別の条件に対応したものをここに載せるべきか、なかなか難しいとは思いますが、出来る範囲で事務局で御検討いただければと思います。長山委員、その後、西村委員、お願いいたします。

○長山委員

46ページの「外国人を雇用する事業者の責務」のところですか。責務についてはそれをどれくらい強くアピールできるかというところは悩ましいところではあるかと思いますが。今回追加された最後に、企業にとってのメリットとして「外国人材の安定的な確保及び業務量や質の面での大きな改善」と書かれていますが、1点目は安定的な確保というよりも、日本語教育を推進することによって、企業が考えるメリットというむしろ定着なのだろうと思います。「安定的な確保」というより「外国人材の定着及び」という方が素直ではないかという気がいたしました。

それともう一点、企業の課題として労働者をきちんと確保して仕事によりよく進むというところはあるのですが、同時に労働災害の防止に取り組むことが必要になってきます。コミュニケーションが出来ないことによって外国人労働者の災害は相当数あるわけです。この質の面の改善とともに、労働災害の防止、発生の抑制という言葉を入れてもいいのではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局、よろしくをお願いいたします。

では西村委員、お願いします。その後、仙田委員、お願いします。

○西村委員

55ページです。オンデマンドで授業を行った場合、ややもするとオンデマンドを提供して、そこで自分で学習してくださいというように、ほったらかしになりがちな面もあって、そういった教育の在り方に否定的な御意見もあるかと思いますが。そこで、自学自習の効果を上げるための手段として、定期的に教師がオンデマンドで学ぶ学習者に対してサポートをし、学習状況を確認するといった教師の介入を行うことにより高い効果を上げるといった事例も踏まえて、単に教室に教員がつくだけではなく学習者の学びを側面から支えるという役割も日本語教師としてあるということに触れておくとういと思いました。

それから、47ページでお伝えしたいのですが、下から二つ目の丸に「特段の事情を持つ者や、障害をもつ方」などというところがございます。とても重要なことを記載してくださったと思って、大変ありがたく、うれしく思っております。

私は専門学校で日本語科で日本語教師として長年仕事をしてまいりましたが、勤め始めた頃に比べますと、そういう障害あるいは特徴を持っている学習者に対する指導、そういったものに対して配慮しなければいけないとか、どういう配慮ができるのかとか、どういう教育があり得るのかということを盛んに最近は議論し、それを実践しているかと思いますが。しかし、地域の日本語教育ではその辺りはまだまだなのではないかと感じます。留学生に対する教育もそうですが、まだ日本では後れている部分かと思いますが、このように記載することによって、生活者だけでなく、留学も就労もそうですが、こういった面を捨ておいてはいけないことを意識できると思います。非常にいい記述が加わったと思いましたので、意見を申し上げます。

○浜田主査

ありがとうございます。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

54ページの図に関連して、生活者の場合をイメージすると、必要な時間数をこういった形で示すのは重要だと思うのですが、必ずしも連続的な学びだけではないような気がしております。

そのことについて36ページの記述も確認できると思いますが、一つ目の丸で「従来は、必要最低限の時間数で学ぶものと考えられてきたが、そうではない」という記述があります。そうではなくてどうなのか、一つには最低限の時間ではなく、その後も継続的に学習していくことが大切だということがあるのと、もう一つ、必要なタイミングで学習を再開する、学び直すといった側面もあるのではないかなと思います。

例えば、ライフステージの変化やキャリアチェンジのタイミングで日本語を学ぼうとするわけですね。具体的に言うと、出産・子育てがきっかけになって日本語を勉強しようと思う学習者の方もいらっしゃるし、離職がきっかけで日本語を学ぼうといった方もいらっしゃると思います。そういった方たちが必要なタイミングで日本語が学べるようにすることが、これからの地域の日本語教育には求められていくと思います。ここの記述を更に膨らませていただく必要があるのではないかなと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局、よろしく願いいたします。

そのほか第3章につきましていかがでしょうか。近藤委員、続いて戸田委員、お願いします。

○近藤委員

47ページの最後の段落です。「生活のための日本語を学んだ後に、就労のための日本語や」というところですが、「場合もある」と書かれているのですが、一つ確認させていただきたいのは、生活日本語をしてから就労に進むことがもし根底にあるとしたら、それは誤解があるのではないかと考えています。今、就労のための日本語……、今に限らないのですが、もう初級のゼロの段階から就労のための日本語をやっているのですね。生活もちろん同時にやっておりますので、生活が終わってから就労へ、だからB1からよ、みたいなメッセージは出ないように工夫をしていただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

54ページにコース例が出ておりますが、生活と同時に就労の日本語を学ぶことはごく普通に行われていることですので、その点を書き加えていただくべきかと思います。

それから何度も本小委員会で委員がご発言されているように、初期の段階で集中的に学んでおくことで、その後の日本語力の伸びが大きいという点もきちんと書く必要があると思いました。

47ページ下から二つ目の丸です。この配慮すべき方々の中に、高齢者も含めてはどうかと思いました。高齢になりますとなかなか習得は難しいとは思いますが社会の一員として日本語を習得している方もいらっしゃるの、その辺を書き加えていただきたいと思います。

それから、45ページですが、文化庁と都道府県、市町村の役割の分担の考え方のところですね。この報告書を読んでみますと、日本語教育コーディネーターの役割が非常に大きいことが分かります。私たちも地域の支援に参りますと、地域日本語教育コーディネーターがいないために、なかなか方針が定まらないということをよく伺います。コーディネーターの養成が急務ですが、コーディネーターも地域の実情をよく把握された方を地域で養成されるのが一番よいと思いますが、それがなかなかできない場合には、文化庁で養成し地域日本語教育コーディネーターを派遣するような対策も必要ではないかと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。コーディネーターの活用について、ほかのところにも書かれていたかと思いますが、是非検討をお願いしたいと思います。

続いて、松岡委員、それから最後、札幌委員、お願いいたします。

○松岡委員

45 ページですが、この「文化庁及び地方公共団体の役割分担の考え方」の図では書き込まれている都道府県、市町村の記述がほぼ同じに見えてしまいます。例えばニーズの把握は両方にあり、活動内容の広報も両方あり、自治体関係者の方が見ると、どう違うのか、重なっているから要らないのではないかと見えてしまう可能性もあると思います。ここの書きぶりを整理する必要があるのではないのでしょうか。例えば今、戸田委員がおっしゃったコーディネーターの配置は都道府県でやるというように書き込むとか、役割分担が明確になるような記述が必要ではないのでしょうか。

○浜田主査

ありがとうございます。平成28年の報告を引用して一部変更されているということでしたが、アップデートをしていただくということかと思います。

札幌委員、お願いいたします。

○札幌委員

57 ページの点検評価のところについて一言コメントさせてください。

こちらに追記された部分、丸の4番目から以下のところになりますが、ここに私が提起したかったことは、いろいろところで公開されている自己点検評価というと、学校の使命や目標を構成員、教職員が皆理解しているか、ABCとかマル・バツ・三角といった形のチェックリストだけで済ませているところが多いのですね。それでは現状がどうなっているのを把握するだけで終わってしまっていることになります。

それよりも、行ったことに対する成果をきちんと振り返って、そこにある問題点をあぶり出し、改善につなげるためにどういうことを検討しなければいけないかを書き出してみました。ここには、チェックリスト的な自己点検表は入っていないですが、もしも地域日本語教育では、そんな大きな評価は毎年出来ないという方向でしたら、チェックリストだけで済ませる年と何年かおきにもう少し大きな評価を実施するというように、ある程度の周期をもって評価に取り組んでいくことも検討しているのではないかと考えながら、こういう提案を致しました。

○浜田主査

ありがとうございます。最初に自己点検の意義はどこにあるかを書き、そして、自治体の状況によって、色々な評価への取り組み方があるのだということが分かるように書いていただくということでしょうか。

○札幌委員

そうですね。それから、ある程度国としてどこまでの評価を求めているのかを明示しないと、チェックリストの方が簡単に出来て、それでおしまいになってしまうと思います。点検評価が形骸化してしまっているのは現実既に起こっている問題ですが、そういう意味で、本当にやってほしいことは内容の改善なのだ、質の維持・改善なのだということを明確に求めることも必要ではないかと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。では山口委員、お願いいたします。

○山口委員

チェックリストだけでは不十分だというのは、日本語学校の自己点検評価をやっているところでは、むしろこの中に課題の発見ということが重要だと思うのです。課題をそこで明確化することをここに加えた方がよろしいのではないのでしょうか。そうすれば、次の年にその課題がどの程度達成されているかということを確認できると思うのです。その部分を加えたらいかがでしょうか。

○浜田主査

御提案ありがとうございます。事務局、よろしくお願いいたします。

第4章に入ります。「地域における日本語教育の内容」について「日本語教育の参照枠」からの抽出という形で記載しております。参考資料1に生活C a n d oが入るということですが、想定としては、ここで日本語教育の内容全部を説明するということではなく、ここで御紹介して、これを入り口として、「日本語教育の参照枠」や「手引」を手にとっていただくことを想定しているということですね。こういった具体的な教育内容が報告に入った方が担当者にイメージを持っていただきやすいということかと思えます。

第4章について前回からの変更はありませんが、ご意見ありましたら、お願いいたします。特にございませんか。それでは4章はこのままということといたします。

最後に、参考資料を含めて、全体的な、全般的なことでも結構ですので、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

近藤委員、お願いいたします。その後、村田委員、お願いいたします。

○近藤委員

参考資料1の生活C a n d oですが、一つ一つは精査されたものであり、作成も本当に大変だったと思います。しかしながら、自治体の方が見たときに、例えば1番のA1は「自分に向かってゆっくり話されれば」という条件面から先に書かれていて、2番から19番もA2レベルですが、「ゆっくりとはっきりと話されれば」という条件から入ってきているのです。多くのC a n d oは場面とか場所が先で「図書館で」というように書かれています。日本語教育の関係者だとどちらでも理解は出来るのですが、自治体の方は、これは医療だよ、これは図書館だよという場面・場所の方が分かりやすいのではないかと思います。その辺りの文言の統一というか、分かりやすさを御検討いただければと思います。

もう一つ、聞くことに関して、22から40辺りですが、「発音がはっきりされていれば」と条件が全て発音になっています。聞くことが出来ない理由は発音だけではなく、語彙あるいはそもそも文脈が分かっていないなど、ほかにもありますので、工夫されてもいいかもしれないと思っています。

○浜田主査

ありがとうございます。これは基にしている生活C a n d oのリストからそのまま引いていたということかと思えます。事務局でここに掲載するための修正は可能ですか。

○北村日本語教育専門職

現在、この生活C a n d oは約800ありますが、質的な観点、量的な観点の双方から検証中です。検証が年内で終わりますので、修正作業もその辺りから同時に始めますので、その時の参考と

させていただきたいと思います。

○近藤委員

よろしく願いいたします。

○浜田主査

分かりました。村田委員、お願いいたします。

○村田委員

前回の私の発言に御対応いただき、参考資料3で参考教材をまとめていただきまして、ありがとうございます。これはこの報告書が冊子として出た後のお願いですが、こうしたものはどんどんアップデートされていくと思いますし、新しいものもどんどん出てくると思いますので、アップデートされた情報が使いやすい形で公開されるような工夫をしていただければと思います。事務局の方の仕事を増やすような発言は恐縮ですが、そういう情報のリニューアルについても御検討いただければと思います。

○浜田主査

ありがとうございます。例えば、ポータルサイトのようなものを作る御提案でしょうか。

○村田委員

そうですね、恐らく文化庁の日本語教育コンテンツ共有サイト「NEWS」の中でこうしたものは整理されていくのであらうと思いますが、なかなか気をつけていないと情報のアップデートは進まないと思いますし、必要な方が情報を取り出しやすい形で公開されることが大事なことはないかと思います。

○浜田主査

御提案ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

報告に書くべきか迷うところですが、近藤委員から御指摘のあった条件について、A1レベルだと「ゆっくり話せば」など、B1だったらこういう条件があることをどこかにまとめて書いておくというのではないかと思います。この間、別のワーキンググループの時にマイナス条件という言葉が出ていたのですが、ドイツの統合コースの改訂カリキュラムの中にまとめてそういう項目が立てられているんですね。そういった条件があるということを日本人側が知ることはコミュニケーション上大事なことだと思うので、そのまとまりを一個一個ではなくて、まとめてあったらいいのではないかと感じました。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局で、この報告書以外のところで何か御対応いただけるということでもよろしいでしょうか。ではお願いいたします。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

参考資料1の82ページについて気になった点が1点ありました。留意点の①の中黒の「生活場面でどのようなことをできるようにならなければならないかを具体的に把握するため」という記載があります。この「なければならないか」という文言が気になりましたが、今、よい代替の文言が

見当たりません。皆さんの御意見を伺えたらと思っております。

○浜田主査

代替の修正の方向性としては、どのようなニュアンスが加わればよろしいですか。「できるようにならなければならない」というと何か学習者に押しつけるような感じなので、むしろ学習者が持っているニーズにきちんと対応したコースにするようにするにはというニュアンスでございますね。

○戸田委員

そうですね。特に日本語教師、学習支援者、コーディネーターという方々に向けての文言ですので気になりました。

○浜田主査

事務局で検討をお願いしたいと思います。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

日本語教育コーディネーターについては、積極的に登用していくことが重要だと改めて感じています。40ページにある研修のイメージ等を見ても、日本語学校に置き換えてみれば日本語教育コーディネーターは主任教員ということになります。日本語学校の中で主任教員がいない学校はありません。そういうことを考えると、多くのコミュニティーと関わっていかなければいけない現場にこそ、要になる人間が必要であり、関係機関との調整・バランスを取っていくのが正にコーディネーターの仕事だと思います。

先ほど、ニーズを調査するのは県なのか、市町村なのかというお話もありましたが、そういうことの調整も日本語教育コーディネーターの仕事であって、日本語教育コーディネーターがどんどん登用されていくと、その役割を自治体も認識するようになると思います。やらなければいけないことを自治体間で押し付け合うようなことは残念なことです。日本語教育機関も含めて是非コーディネーターを積極的に登用してうまくいっている自治体の事例を共有していくことが大事だと強く思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。それではご意見はここまでとさせていただきます。今後のご意見は1週間をめどに事務局までお寄せくださいますようお願いいたします。事務局ではこれまでの意見を踏まえて論点及びデータを再度整理いただいて、次回引き続き議論を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次の議事に入りたいと思います。「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況について、ワーキンググループ座長の島田委員から御報告をお願いしたいと思います。資料3を御覧ください。では島田座長、よろしくお願いいたします。

○島田副主査

それでは、今年度設置されております「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの検討状況について御報告いたします。本ワーキンググループは今年度5回を予定しております。9月21日に第3回を開催いたしました。ここまで第1回から第3回までの審議の内容と今後の予定について御説明いたします。

まず、経緯と目的につきましては資料3の1ページ目を御確認ください。本日は簡単に説明するにとどめたいと思いますが、本ワーキンググループでは、令和3年10月に国語分科会において取りまとめられた「日本語教育の参照枠」最終報告、及び昨年度のワーキンググループで取りまとめ

られました「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引」の内容に対しまして、2018年及び2020年に発表されたヨーロッパ言語共通参照枠、CEFRの補遺版、CEFR-CVで示された新たな言語活動でしたり考え方、具体的な言語能力記述文、Can doなどを日本語教育にどのように文脈化していくのかについて検討しまして、最終的には「日本語教育の参照枠」の補遺版の取りまとめの検討を行うことを目的としております。

本ワーキンググループは、今年度令和4年度と来年令和5年度の2年間を予定しておりまして、今年度の令和4年度はワーキンググループ委員及び外部有識者によるヒアリングと検討を進めております。審議のスケジュールは2ページ目を御確認ください。

第1回では、主として日本国内の就労者に対する日本語能力の判定及び日本国内の英語教育におけるCEFR及びCEFR-CVの受容についてのヒアリングと検討を行いました。

そして第2回では、フランスにおけるCEFR及びCEFR-CVの受容につきまして、フランスの研究者による批判的な見方を確認いたしまして、また、入門レベルに関する成人移民に対するフランス公教育に注目し、試験や教材や教員養成など、幅広い観点からのヒアリングと検討を行いました。

第3回、9月の検討では、高度外国人材を対象としました日本語教育におけるCEFR-CVの活用についてのヒアリングを行いました。特に高度外国人材に求められる仲介スキルとオンライン業務スキルにつきまして、CEFR-CVで示されたCan doの日本語教育への文脈化についてのお話を伺った上で検討を行いました。

それでは本日の資料3の3枚目を御覧ください。こちらは新たな資料となりますが、CEFR及びCEFR-CV補遺版と、「日本語教育の参照枠」及び本ワーキンググループにおける検討事項との関連について整理した案となっております。一番左の列がCEFR2001年版の目次となっております。中央が「日本語教育の参照枠」と昨年度作られた「手引」の目次となっております。同じ色の項目が内容的に関連のある部分です。もちろん「参照枠」と「手引」の二つでCEFR2001年版の内容を全てカバーしているということではなく、特に仲介についての内容も2001年版でも言及がありましたが、更に補遺版では言語能力記述文が追加されましたので、全てということではありませんが、見やすくするために左側に2001、右側に補遺版の内容を目次としまして、真ん中に「日本語教育の参照枠」の目次を示しました。

このように、CEFR2001版で示され、補遺版で更に追加された内容が、本ワーキンググループで検討を行う中心的な内容となっております。そして、この表の一番右側がCEFR-CVの目次と本ワーキンググループでの検討事項となっています。

今年度の検討は残り2回ですが、第4回はドイツにおけるCEFRの受容と教員養成のほか、これまで検討が行われてこなかったストラテジー、方略などのCan doについても検討を行っていただければと考えております。

第5回につきましては、「日本語教育の参照枠」補遺版取りまとめに関わる論点整理を行いまして、2年目、令和5年度の「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめに進んでいきたいと思っています。

なお、3ページ目の5回目の日付は9月になっておりますが、こちらは間違っておりまして、正しくは資料3の1ページ目、2ページ目の日付が正しいものです。9月21日ではなく、1月13日となります。

これまでの3回の審議を通しまして分かってきたことを最後に御報告いたします。近年の移民・難民の受入れを背景として整備されてきましたヨーロッパの文脈と、現在の日本社会の文脈の違いとともに共通点、普遍性を踏まえる必要があることを確認いたしました。例えば、ヨーロッパでは社会を構成するメンバーの文化的多様性を前提とした状況下での仲介活動ですとか異文化間能力といった概念が整理されておりますが、これらの取扱いにつきまして、日本社会を構成するメンバーの現状に合った形で取り扱い、それらを指標として示すことなども含め、注意深く検討していく必

要があることが見えてまいりました。

また、「日本語教育の参照枠」では、言語教育観の柱として本日も議論の中にも出てまいりましたが、言語学習者・言語使用者をある特定の社会において行動する社会的存在として捉えることを提示しておりますが、C E F Rの行動志向アプローチ、action-oriented approachという観点から、より具体的に補遺版では検討を整理していく必要性も見えてまいりました。具体的には、自ら考え、行動し、変化していく存在として、能力記述文で示すことが出来る言語活動・言語能力以外の一般能力や言語使用のコンテキストなど、学習者の日本語能力の不足だけに注目するのではなく、課題遂行に関わる諸々の要因について検討していく必要があるだろうということもワーキンググループでは確認することが出来ました。

以上が「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの報告となります。

○浜田主査

島田委員、ワーキンググループからの御報告をありがとうございました。補遺版に非常に重要な問題がたくさん含まれていることがよく分かりました。非常に着実に作業を進めてくださりまして、本当にありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、委員の皆様、ワーキンググループの先生方、いかがですか。よろしいでしょうか。それでは引き続きワーキンググループでの検討をよろしくお願いいたします。

続きまして議事の「その他」でございます。本日、2点ございます。まず資料4「日本語能力自己評価ツール『にほんご チェック！』の公開について」を御覧ください。昨年度から御準備いただいております、外国人日本語学習者が自らの日本語能力をチェックできるアプリ、サイトが完成したということで、皆様に御報告がございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。ウェブサイトとのことです。実際に操作方法なども皆様に御紹介できたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

資料4に「日本語能力自己評価ツール『にほんご チェック！』の公開について」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年度のワーキンググループで内容を検討いただきまして、続いて今年度初めより開発を進めておりましたもので、本日公開となっております。こちらは、国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上でのシステムで表示されるC a n d oの言語活動がどの程度出来るかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定するものです。簡単に言いますと、六つのレベル、五つの言語活動につづいてのC a n d oを答えていくことで、日本語能力の評価を行っていくものです。

使用しているC a n d oに関しては、令和2年度の「『日本語教育の参照枠』C a n d oの量的検証に関する調査報告書」で示している統計的に妥当であると思われるC a n d oを選択しております。提供する言語は日本語を含めて14言語となっております。

次にウェブサイトを共有しながら、説明いたします。このサイトは文化庁の「NEWS」というサイトでの公開をしております。こちらのトップページの右側に、新たに「日本語教育の参照枠」という枠を設けております。この中には「参照枠」の本冊、その「手引」など、「参照枠」の関係で取りまとめました文書等もこちらから見られるようにまとめました。

一番上から、「日本語教育の参照枠」の内容が簡単に示されております。その下には「参照枠」本文のリンク、「日本語教育の参照枠」のC a n d oを14言語で示したエクセルファイルなどダウンロードできるようになっております。また、基礎漢字に関する調査報告や、「にほんご チェック！」のC a n d o選定の根拠になりました「C a n d oの量的検証に関する調査報告書」もこちらで公開しております。

その次は、「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引」ですが、こちらについても簡単な内容と全文がこちらで見られるようになっております。

三つ目が「日本語能力自己評価ツール『にほんご チェック！』」の内容ですが、こちらに簡単な説明があって、一番下にリンクがあります。

実際のサイトを操作しながら紹介を行っていきたいと思います。こちらが入り口です。スマートフォンでも使うことも想定しておりますので、コンピューターの画面で開きますとシンプルですが、スマートフォンでの見やすさを考慮してデザインをしました。

順番に「参照枠」の五つの言語活動ごとにチェックを行っておきます。言語は言語バーをクリックするとプルダウンで14個の言語が選べまして、どのページのどの場面でも切り替えることが出来ます。中国語であったり、英語であったりフィリピン語であったり、これは地域の日本語教室などで学習支援者の方と学習者の方が言語を切り替えながら使っていくようなことも想定しています。

「聞くこと」についてチェックを行っていきます。このようにA1から順番におおむね五つ程度のC a n d oについてチェックをしていき、隣の「チェック」を押すと、ある一定の基準に達すると次のレベルに進むことが出来ます。

あるところでは「あまりできない」、あるいは「できない」をチェックしていくと、一つ下のレベルでの判定が出ます。このA2レベルではこんなことが出来ますというところです。これで「聞くこと」の評価が終わりました。順番に、五つの言語活動全部チェックすることも出来ますし、必要な言語活動だけチェックすることも出来ます。仮に五つの言語活動全てをチェックしたとなりますと、「チェック！した言語活動のまとめ」で結果が表示されます。左上の横向きの棒グラフは、それぞれの言語活動についてどれぐらいのレベルであるかということが示されています。

棒グラフの下になりますが、こちらは各レベル、各言語活動で出来ることの表です。「日本語教育の参照枠」の言語活動別の熟達度に基づいて示されます。

その右側が、具体的にどのようなC a n d oをどのようにチェックしたかが全て出てくる部分です。地域の日本語教室で具体的なC a n d oをチェックしたり、あるいは日本語教室を始めるときに簡易なブレースメントでも使えたりするといったことで、このように示しております。

自己評価の結果についても、ページの一番上の言語バー切替えが出来ますので、それぞれの学習者の皆さんが自分の分かる言語でチェックした内容を、日本語に切り替えて先生やボランティアさん、コーディネーターさんに示すことで、この方はこれぐらいのことが日本語でできるということが把握出来ます。

また逆に、日本語教師がいろんなタスクのチェックをした結果を様々な外国語で示して、学習者の方々にこれぐらいのことが出来ます、という示し方も出来ると思います。更に言えば、これは主に日本語学習を中心に作られたものでございますが、C a n d o自体はCEFRのC a n d oをそのまま使っておりますので、汎言語的なものと言われております。ですので、日本人の方が自分の英語能力を大まかに確認することにも使えますし、様々な言語かどれぐらい出来るのかというところを、これは緩やかにですが、参照できるようなツールになっています。ただし、選ばれたC a n d o項目に関しましては、特に日本語教育の文脈で妥当性が高いものを選んでおり、主に日本語教育のために作られたということを御留意いただければと思います。私からの説明は以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。学習者の方にも支援者の方にも是非使っていただきたいいいツールが出来たなと思います。委員の皆様から質問、コメント等ございましたら伺いたいと思います。

いかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員

このようなツールが開発されて、公開されたのはよいことだと思います。今後、このようなツ

ルが例えば日本語教室にどのように活用されていくのかとか、あるいは自己評価においてこのような点が難しいということや、活用事例などが今後収集されていく予定はあるのでしょうか。

○浜田主査

事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

本日をもってこの「にほんご チェック！」の公開については諸方面に情報提供しておりますので、今後、活用の事例、不具合の修正、新たな機能の追加という点も検討していきたいと思っております。

○永田委員

そういった事例が更に追加されると、このように使えるのだと理解され、様々活用してもらえるかと思うので、よろしくお願いします。

○浜田主査

では札幌委員、お願いいたします。

○札幌委員

御紹介されなかったただけだと思うのですが、これは時系列で記録を取っていくようなマイページの機能はあるのでしょうか。

○松井日本語教育調査官

開発段階においては、学習者ごとに時系列的に自分の能力の伸びを把握できるような機能などがあればよいという提言もたくさん頂いております。ただ、今回に関しましては、諸般の事情から第1期の工事として完成させ、そのようなポートフォリオにもなりうる機能も今後検討していきたいと思っております。

○札幌委員

ありがとうございます。一言コメントですが、こういうものを活用していけば、教室を渡り歩く学習者にとって、私はもうここまで学習しているという記録にもなり、次の先生が次の段階からの学習を始めていくためのコミュニケーションツールとしても使えるのではないかと思います。

○浜田主査

コメントもありがとうございます。そのほかがでしょうか。この後、広報もしてくださるということですが、委員の皆様も様々なところに関わっておられますので、是非広報に御協力いただきたいと思ひますし、広報についてこんなことをしたらいいのではないかなというようなアイデアがもしあったらお願いできたらと思ひます。思ひつかれたことがありましたら、事務局までお知らせいただければありがたいと思ひます。

それでは本日最後の議事になります。資料5「令和5年度概算要求の概要」を御覧ください。来年度、文化庁が予算を獲得し実施しようとしている事業・施策の説明となります。堀敏治国語課長補佐より御説明をお願いいたします。

○堀国語課長補佐

文化庁国語課の堀でございます。資料5「令和5年度概算要求の概要」を御覧いただきたいと思

います。最初の概算要求の概要ということで、これは国語課の全体の予算のことを示しております。日本語教育に関しましては、外国人等に対する日本語教育の推進ということで、今年度の予算が約10億2,800万、来年度の概算要求をしましたのは16億8,600万という形で、6億5,800万増額で要求をさせていただいております。

具体的には、1ページ目を御覧いただきたいと思います。文化庁では大きく二つの柱として事業展開をしております。一つが日本語教育の全国展開ということで、基本は本日御議論いただきました地域の日本語教育に着眼しまして、三つの事業を示しております。一つが、都道府県であるとか政令指定都市を中心とした体制づくりの推進というもので、1の①の事業です。

1の②としまして、空白地域の解消ということで、日本語教室がない、特に外国人が一定数いるにもかかわらず日本語教室がないところを重点的に、アドバイザー等を派遣した形で日本語教室の開設等を支援する事業でございます。

1の③でございますが、これは広域的な様々な課題等を解決するための先進的な取組をNPO法人等に委託によって優れた日本語教育の取組を実施いただき、横展開等で広く課題等の解決を周知するものでございます。

二つ目の柱でございますが、これは日本語教育の質の向上という観点でございます。2の①昨年「日本語教育の参照枠」を策定しまして「手引」もおまとめいただいておりますが、これを具体的に活用・推進する観点で、教育モデルの開発等を今年度から行っております。来年度も2年目ということで要求をしております。

2の②日本語教師の養成と研修事業ということで、現在検討しております日本語教育法案の関係にもらみまして事業を少し改定しております。養成・研修に関するカリキュラムの開発の取組や研修普及事業として令和2年以降に研修普及事業を展開しております。

2の③は日本語教育機関や日本語教師に関する法案について、現在有識者会議も行っておりますが、正にその準備段階での調査研究を今年度行っております。来年度は法律の施行をにらみまして、それに係るシステム構築、特に資格試験に係る試験システム、また、認定された機関に関する情報発信に関するサイト構築・検証を行っていく事業を考えております。

2の④は調査研究の事業でございます。このほか、昨今のウクライナ避難民やアフガニスタン避難民のほか、難民の認定の増加傾向を受けて、来年度は難民に関する日本語教育を拡充しております。

ここからは主な事業を個別に具体的に御説明いたします。2ページ目を御覧ください。外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業でございます。地域の都道府県・政令指定都市を補助事業者としまして、補助率2分の1で、特に総合的な体制づくり、総合調整会議であるとか、総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターの配置を促進するものでございます。地域における日本語教育水準の向上と学習環境整備に向けて日本語教育の実施、ICTの活用や教材の作成、研修等を行い、様々な日本語教育機関との連携を取りつつ、進めていただいているところでございます。

特に来年度は、本審議会で御検討いただいている「地域における日本語教育の在り方について」という報告に示された事項を踏まえた形で拡充することを考えております。例えば、コーディネーターを今の2人から3人に増強した形で要求することなどを考えております。

二つ目は、「日本語教育の参照枠」に示されたB1、自立した言語使用者となる上で必要な日本語教育を担っていただく上で、生活Can doを活用した質の高い日本語教育を専門家とともにしっかり実施していただく体制を作っていただくということで、これに取り組んでいただく自治体に対して最大補助率3分の2を狙いとしまして、要求をしているところでございます。

今現在、67の都道府県・政令指定都市のうち48が本事業を活用し日本語教育に取り組んでいただいておりますが、来年度は55の都道府県・政令指定都市の参加を見込み、要求をしております。

3ページ目は先ほど申し上げた最大補助率3分の2を予定する部分でございます。正に報告にあ

る、生活C a n d oを活用した取組や、学習時間の目安を踏まえ特にB 1からB 2の教育プログラムの実施に係る取組を実際に実施いただく自治体に関しましては、補助率を加算することとし、何とか政策誘導で、出来るところから後押しをしていきたいと考えております。

特にコーディネーターは中核人材として大事だということでございますので、コーディネーターも配置していただいた形で地域の日本語教育を推進することを事業を通じて促していきたいと考えております。

続きまして4ページ「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業でございます。この事業は二つございます。一つは空白地域の市区町村に関して日本語教室をどうやって設置・運営していけばよいか分からないというお声も多くございますので、アドバイザーチームを派遣してコーディネーターを配置して3か年かけてサポートしていく事業です。この事業は平成28年度開始以来43市区町村の日本語教室の開設を支援してまいりました。来年度以降も市区町村の日本語教室の開設に向けて取り組んでいきたいと考えております。

二つ目はICT教材の開発・提供でございます。文化庁の「つなひろ」という日本語学習サイトでございますが、今年度6月にはウクライナ語・ロシア語対応を行い、今年度最大17言語となり、来年度も難民支援の観点から、フランス語やアラビア語を中心とした言語を追加しながら、拡充を図っていききたいと考えております。このほか「日本語教育の参照枠」に関する動画コンテンツの充実も考えておりまして、それに係る予算増強という形でこの事業も推進していきたいと考えております。

5ページは特定ニーズに対応した日本語教育事業ということで、地域日本語教育実践プログラムとして推進しているものでございます。予算額は前年同でございますが、特に広域的な、一都道府県、一自治体では対応できない課題につきまして、文化庁の委託によってNPO法人等の御協力を頂きながら先進的な取組を推進していくものです。例えば読み書きに重点を置いた文字学習活動の日本語教育の取組や、可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組、こういった取組を企画競争提案という形で、特定ニーズに対応した優れた取組を来年度も継続してしっかりやっていきたいと考えております。

6ページからは質の維持・向上に関する取組でございます。「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデルの開発事業は今年度から事業を開始しておりまして、生活・就労・留学の分野の教育モデルを当該分野の日本語教育の専門機関によって1年から2年かけて、今後日本語教育機関がカリキュラムを構築する際の参考となるべく開発いただくものです。文化庁としては4年間で様々な分野・パターンの教育モデルの活用及び普及を促していきたいと考えています。

開発した教育モデルについては、分野所管行政機関による活用を促進していくこととしておりますが、地域日本語教育においては地方公共団体を中心とした活用や、日本語教師の養成や研修に係る部分においても教育モデルのエッセンスを横展開しながら、「日本語教育の参照枠」の活用を図っていく形で考えております。7ページはそれに関する概要でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業でございます。この事業は来年度から大幅にリニューアルを図っております。

まず、日本語教師の養成・研修のカリキュラム事業でございます。これに関しましては今年度で終了させていただき、今後発展的な事業展開ということで、(1)と(3)を新規で要求しております。(2)の現職日本語教師研修プログラム普及事業は継続事業として、正に初任日本語教師研修、生活者・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外であるとか、中堅以上の中堅日本語教師・主任・コーディネーター研修を引き続き実施してまいります。

日本語学習支援者研修に関しましては地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業各地域で実施していただいていることもございますので、文化庁委託事業としては今年度で終了とし、それ以外の中核人材の研修を重厚的にやっていきたいと考えております。

(1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業でございます。先ほど報告書の検討でもございま

したように、養成・研修を担う専門人材の育成の拠点を整備していきたいと考えております。地域ブロック別ということで、8か所に全国で分けまして、それぞれに大学、大学院、専門機関等を中心とした拠点の整備を図って、各地域のニーズを生かした形で補いながら人材育成の拠点を作っていただきたいと考えております。特にこの事業は日本語教育機関の認定や日本語教師の国家資格に関する法案も視野に、養成・研修を実施する機関についても登録あるいは指定をしながら質の維持向上を図っていく上で、養成・研修を担う大学等機関をしっかり支援していくため事業を立ち上げております。大体1,000万円を8か所ということで、特に来年度は初動期ということで、まず専門人材の育成体制をきちっと整備していくべく、全国の専門機関と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業でございます。これも日本語教師の新たな資格制度、国家資格の検討を進めておりますが、資格化に当たって、正に現職の日本語教師の方々も新たに国家資格に移っていただくことを考えております。当然のことながら先生方にいろいろと、どの時点で日本語教師になったか、近年の状況を受けて学び直しをしていただくという部分もあろうかと考えております。

また、日本語教師の養成課程を受けられていても日本語教師になっていない方々、つまり潜在的な日本語教師の方に目を向けていただき、復帰を促進するための研修や、現職者のアップデート研修について実施を予定しております。これらの研修は、新たに加わった必須の教育内容をオンデマンド教材という形で受けやすくし、特に令和5年度法施行後、4年程度この事業を実施しながら、日本語教師数の拡充を図っていききたいと考えております。全国的な日本語教育の質向上及び量の確保の観点から本事業を更に発展させていききたいと考えております。

9ページ目は、登録日本語教師及び研修のイメージ図でございます。赤い枠で囲った部分が、今回の法案に係る登録日本語教員であり、それ以降の研修につなげるよう、正に法案の部分と本研修事業をブリッジさせた形で、質の向上に向けて仕組みを作っていきたいと考えているところでございます。

10ページ、資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上でございます。これは日本語教育法案に係る予算でございます。予算額も今年度の5,100万から2億3,100万ということで大幅に増強させていただいております。一つが日本語教師試験の運用のための環境整備ということで、特に日本語教師の国家資格の筆記試験に係る試験システムの導入を促進しながら試験事務業務のデジタル化を図っていくとともに試行試験を来年度、再来年度に予定しており、その分析・改善を図りながら本試験の確実な運用につなげていききたいと考えております。試行試験は大体全国で5,000名程度ということで、多くの方々に参加していただきながら精度を高めていく形で考えております。

もう一つが日本語教育機関の認定制度の運用のための環境整備でございます。認定された日本語教育機関に関する情報を多言語で海外に発信をするというものです。日本語教育機関の情報を掲載するサイトを構築・検証していくとともに、登録日本語教員の登録情報もこの情報発信サイトで一元的な形で集めて発信していくことを考えており、これに関しても来年、再来年度に法律の本格運用の前に体制を整備していくということで考えております。

11ページでございます。こちらは毎年行っております、日本語教育に関する実態調査をはじめ、様々な調査研究を行っており、そのための予算でございます。

次に12ページには条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育で、正に政府として難民支援に取り組んでおり、文化庁は日本語教育を行う役割を担っており、それに係る予算でございます。特に昨今、難民の人数が増えてきており、現在入管庁で御検討されている補完的保護対象者という制度の日本語教育の部分につきましても様々検討しております。

13ページは省庁連携日本語教育基盤整備事業ですが、こちらは主に皆様に作成いただいた教材等を掲載しております日本語教育コンテンツ共有サイト「NEWS」の運用予算になっております。

14ページでございます。毎年文化庁としまして日本語教育大会を開催しており、それに係る予算ということで計上させていただいております。

15ページは文部科学省と文化庁の日本語教育の予算事業を1枚にまとめたものです。文化庁の予算が左側、右側は児童生徒等の日本語教育ということで文部科学省の予算を紹介しております。今年度23億でございますが、来年度は31億ということで大幅に拡充要求をさせていただいております。以上、よろしくお願いいたします。

○浜田主査

御説明ありがとうございました。日本語教育の予算として10億円から17億円に増額という、非常に意欲的な予算を組んでいただいております。委員の皆様から質問、コメント等を頂きたいと思います。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

8ページの日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業の(1)について伺いたいのですが、この8ブロックの拠点というのはそれぞれ、具体的にどうイメージしていらっしゃるのか、お聞かせ願えませんか。

○浜田主査

堀補佐、お願いいたします。

○堀国語課長補佐

8ブロックが具体的にどこかというところはなかなか申し上げにくい部分があるのですが、この事業が単年度ではなくて基本的には5年程度のスパンで日本語教育人材育成の拠点整備を図っていただきたいと考えております。各地の拠点として様々な分野における日本語教育を行う日本語教師を養成・研修する専門家の育成を担っていただけるよう、大学や大学院、日本語教師養成の実績ある専門機関なども想定し、今後関係各所に御相談していきたいと思っております。

○浜田主査

令和5年度予算要求の内容を伺い、今期この審議会で検討している報告の内容を地域に広め、実現していく後押しをするための重要な予算項目が相当に含まれているということがございましたので、是非とも予算獲得に向けて皆さんの御努力を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、時間となりましたので、事務局に議事をお返しいたします。

○増田日本語教育調査官

ご審議ありがとうございました。次回のスケジュールについて御連絡させていただきます。参考資料1に本年度後半のスケジュールを掲載しております。次回第115回日本語教育小委員会は10月28日金曜日午前10時から開催を予定しております。なお、今回は是川委員に諸外国の自国語教育の事例について御報告を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの第4回は11月11日金曜日午後3時からの開催となっております。

○浜田主査

これをもちまして、第114回日本語教育小委員会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。